

国民健康保険で柔道整復師の施術を受けるとき

接骨院や整骨院は保険医療機関（病院、診療所等）ではありません。そのため、健康保険が適用される範囲が限られています。健康保険が適用されるのは、外傷性の負傷に限られ、内科的原因によるものや、慢性的な症状などは対象となりません。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。ご注意ください。

健康保険が適用される要件

外傷性が明らかな 骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（いわゆる肉離れ）
（骨折・脱臼は応急手当の場合を除き、医師の同意が必要）
骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

健康保険が使えない場合

日常生活での疲れや肩こり、腰痛、筋肉疲労
症状の改善がみられない長期の施術や、脳疾患後遺症などの慢性病
保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
仕事中や通勤途上での負傷（労災保険の対象になるので、国保は使えません）
※交通事故などの第三者行為による負傷の場合、国保へ相談してください。

療養費の支給は、被保険者が全額負担し、申請して認められた場合にあとから自己負担分を除いた額が支払われますが、柔道整復療養費の場合は、窓口で自己負担分を支払い、残りの費用は被保険者に代わって、柔道整復師が健康保険に請求できる「受領委任」が認められています。

○負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。
○施術が終了したら、負傷原因、負傷名、日数、金額など、内容に間違いがないかしっかり確認した上で療養費支給申請書に署名をお願いします。

健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、後日、施術日や施術内容についておたずねする場合があります。施術の記録や領収書などを保管しておいてください。

医療費の適正化にご協力ください

療養費は、健康保険に加入されている方々の保険料により支払われます。健康保険の対象とならない請求などの不適切な請求があると、みなさんの保険料の負担増加へとつながります。健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することで医療費の適正化にご協力ください。